

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月11日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第18号

記

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第12条（略） (多機能端末による印鑑登録証明書の申請) 第12条の2 印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、 <u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)</u>	第1条～第12条（略） (多機能端末による印鑑登録証明書の申請) 第12条の2 印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和</u>

現行	改正案
又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第13条 (略) 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、<u>個人番号カード</u> 又は移動端末設備を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 第14条～第18条 (略)	<u>26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成8年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)</u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。 (印鑑登録証明書の交付) 第13条 (略) 2 市長は、前条の規定による申請があったときは、<u>個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書</u>又は移動端末設備を用いて当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない。 第14条～第18条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。